

令和 4 年 10 月 11 日

吹上小学校保護者様

和歌山市立吹上小学校  
校長 高岡 佐知

## 新型コロナウイルス感染症への対応について【改訂版】

平素は、本校教育活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

この度、新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等が変更されたこと（令和4年9月7日厚生労働省発表）などを受け、学校においては、次のとおり対応するよう和歌山市教育委員会から通知がありました。学校での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご協力いただきますようお願いいたします。

○新型コロナウイルス感染症に関する出席停止等の取扱いを次のとおりとします

### ① 児童生徒等の感染が判明した場合

治癒するまでの期間となります。

療養期間に対応した期間は次のとおりとします。

・症状がある場合は、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とします。ただし、10日間が経過するまでは、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

・症状がない場合は、検体採取日から原則7日間を経過するまでとします。  
(従来から変更なし)

### ② 濃厚接触者と判断された場合

感染者との最終接触日を0日目として原則5日間とします。

### ③ PCR検査を受けた場合(上記②の場合を除く)

検査結果が陰性と判明するまでの期間となります。

### ④ 発熱、咳、咽頭痛、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、頭痛、下痢、嗅覚・味覚異常などの風邪症状がある場合

・医療機関を受診または相談し、医師が必要と認める期間となります。

・15歳以上のお子さまで、自己検査・登録制度を活用し、陰性が確認された場合は、症状がみられなくなるまでとなります。ただし、症状が継続する場合は、医療機関を受診または相談するようにしてください。

### ⑤ 家族の方に未診断の発熱等の風邪症状がみられる場合

家族の方が受診または検査され、新型コロナウイルス感染症への感染のおそれがないと判断される1～3日間を目安とさせていただきます。

### ⑥ 感染が不安で休ませたい場合

学校までご相談いただき、合理的な理由により校(園)長が必要と認める場合は欠席扱いとせず「出席停止・忌引等の日数」として扱います。

※②・④・⑤において、登校後に判明した場合は、保護者の方に連絡しますのでお迎えをお願いします。お迎えを待つ間は、別室で待機または休養することになります。